



不法投棄監視パトロールの様子



不法投棄監視カメラ



ごみよけトリー



不法投棄禁止啓発看板



看板設置

町では、毎週2名体制で監視パトロールをしたり、「不法投棄監視カメラ」や「不法投棄禁止啓発看板」、「ごみよけトリー」を設置し、未然防止・早期発見・除去に努めています。不法投棄は犯罪です。悪質な場合は警察とも連携して対処します。



不法投棄をさせない町の取り組み



このコーナーは、上毛町第二次総合計画に掲げられた目標を実現するために、町が取り組んでいる事業のプロセスや課題などを毎月シリーズで紹介するものです。今月は、「不法投棄対策」の現場からお届けします。

ルールを守り美しいまちへ

きれいな町に住みたい。これは、みんなの願いです。しかし、人気のないため池や草むらの中には、産業廃棄物や生活ごみなどの不法投棄が後を絶たず、その処理件数は年々増加しています。

不法投棄は、単に美観をそこねるだけでなく、不衛生で危険な生活環境を生み出します。また、地域の生態系にも悪影響を与えます。

21世紀を担う子どもたちのためにも、モラルと責任を持ってルールを守り、美しい上毛町をつくりましょう。

| 不法投棄などで町が対応した件数 | |
|-----------------|-----|
| 年度 | 件数 |
| 平成22年度 | 42件 |
| 平成21年度 | 37件 |
| 平成20年度 | 33件 |



不法投棄をしない

近年、不法投棄されてごみの多くは、不用となった家電製品です。「家電リサイクル法の施行で、リサイクル料金と収集運搬料金を個別に負担することになったことにより、「処分費用がもったいない」「分別や施設に運ぶのが面倒などの理由で不法投棄していることが考えられます。投棄された廃棄物や汚染された土壌を完全に撤去し、現場を元どおりに戻すには多額の費用を必要とします。その費用は、当然不法投棄をした者の負担となりますが、計画的な倒産や逃走などの悪質な行為により、費用の回収が事実上はほとんどできていないのが現状です。その場合、税金を投入することとなり、皆さんが経済的に大きな負担を被ることになります。

解決のためには、一人ひとりのモラルや心がけがもっとも大切です。ルールを守って処理しましょう。また、町では「ごみの分別や処分方法がわからない」という方のためにごみについて考える学習会を行っています。自治会や各種団体単位で実施していますので、ご連絡ください。

家電リサイクルについて

家電リサイクル法により、家電4品目(エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫)を処分するには、リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。購入した小売店又は、商品の買替時に、購入する小売店に依頼してください。

| リサイクル料金 | |
|------------|--------|
| テレビ(うす型含む) | 2,835円 |
| 洗濯機(衣類乾燥機) | 2,520円 |
| 冷蔵庫(冷凍庫)など | 4,830円 |
| エアコン | 2,625円 |

※収集運搬料金は、各小売店にお尋ねください。

パソコンリサイクルについて

家庭の使用済みパソコンは、メーカーなどが回収してリサイクルします。不要になったパソコンはメーカーなどに回収を申し込んでください。「パソコン3R推進推進協議会」ホームページで詳細が確認できます。
<http://www.pc3r.jp/>

| リサイクル料金 | |
|----------------------|----|
| 平成15年9月までに販売されたパソコン | 必要 |
| 平成15年10月以降に販売されたパソコン | 不要 |

※マウス、キーボード、ケーブル、プリンタースキャナーなどの周辺機器は、不燃ごみの日に収集します。

廃棄物の不法処理を取り締まる

違反者には「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金」が科せられます。



平成22年に豊前署管内で摘発した廃棄物の不法処理件数は10件で、11月には、山国川河川敷き生活ごみ(紙くず)プラスチック

約60kgが不法投棄されており、町外の男性を摘発。現状の回復と罰金70万円が科せられました。また、山間部には引越ごみソファーなどが捨てられており、男性を摘発。現状の回復と罰金30万円が科せられました。

不法投棄は重罪なんです。今の法律では、違反者に「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金」が科せられるんです。悪質な不法投棄が増加したことから平成15年に法律が改正され、一層厳しくなっています。

また、最近ではごみを違法に焼却する人が増えています。建築会社資材置場で紙くず・木くずなど約1,000kgを焼却した男性に50万円の罰金が科せられました。ごみを燃やすことは犯罪であることを分かってもらいたいです。「これぐらいだから...」とか「昔はやってた...」ということは通用しません。私たちは、違反者を摘発するため、パトロールを随時行い、監視の目を光らせています。しかし、警察だけでは、なかなか摘発できないのが現状です。このため、地域の皆さんからの情報提供が大きな力を発揮します。ごみのないきれいなまちづくり実現のため、皆さんの協力をよろしくお願いします。私たちは、違反者に対し、今後も厳しい対応をとっていきます。

不法投棄から町を守るために

「地域の目」を強化

地域のことを一番よく知っているのは地域の皆さんです。未然の防止は、皆さんの監視の目が最も有効な手段です。「不法投棄をさせないまちづくり」のため、みんなで監視し、みんなで一緒に地域を守りましょう。

山間部や雑木林など人気がないところにごみはよく捨てられます。不審な人や車両を見かけた場合は、住民課住民福祉係または豊前警察署まで連絡をお願いします。

土地所有者へのお願い

空き地や山林を第三者に貸したり、売ったりする場合は、不法投棄につながらないよう注意が必要です。不法投棄が発生し、投棄者が分からない場合は、土地の所有者や管理者が責任を持って処理することになります。また、「誰も管理していない」と思われると、ごみが捨てられ、さらに多くのごみが投棄される悪循環になります。日ごろから土地の管理について次の点に注意してください。

- 管理者名を表示した看板などを設置する。
- 定期的に土地の様子を確認し、雑草を刈るなどの管理を行う。
- 囲いや柵などを設置する。
- 投棄を誘発しないよう、自分のごみも放置しない。

「ごみを捨てにくい環境」をつくる地域の取り組み

町内各地で、「斉清掃」や「環境美化活動」など、ボランティアの環境美化活動が行われています。しかし、一部の心ない人々によるごみのポイ捨ては後を絶ちません。町では、「環境美化推進及び生活環境保全に関する条例」を制定し、次のことを義務付けています。

- 自分が出したごみは持ち帰る
- 地域や職域の環境美化に努める
- 空き地の所有者や管理者は、その空き地を適正に管理する

各地区子ども会単位でのクリーン作戦



宇野西区東区子ども会



安雲西子ども会

ルート10クリーン作戦



築上東中学校生徒

地区の清掃活動



ハツ並地区

※ボランティアなどで清掃活動を行う場合、ごみ袋を無料で提供します。

●連絡・問い合わせ先
住民課 住民福祉係
豊前警察署生活安全課
TEL 723-1111(内線143)
TEL 820-0110